

支障枝除去他作業（疏水第二分線） 仕様書

1 業務名

支障枝除去他作業（疏水第二分線）

2 業務の目的

疏水第二分線の樹木が大きく茂り、株立ちの一部が道路を覆うように傾倒して、枝の落下等の危険性がある。道路の安全な通行を確保するため、傾倒した部分を除去するとともに、樹冠を縮めるための剪定作業を行うものである。

3 履行期限

令和7年10月31日まで

4 履行場所

京都市左京区下鴨西梅ノ木町（疏水第二分線）

5 業務範囲

別紙「箇所図」「写真」のとおり

6 業務内容

対象木：センダン（C=345cm 株立ち）

①株立ちの一部（傾倒した部分）の除去

- ・できるだけ株元近くで除去すること。
- ・切り口に防腐処理等の処置を行うこと。

※対象木は「区民の誇りの木」に選定されているため、残した部分に枯れ込み等の影響が出ないように配慮すること。

- ・除去した枝、幹等は適切に処分すること。

②樹冠を縮めるための剪定

- ・切り戻し剪定を行うこと。（別紙写真参照）
- ・除去した枝、幹等は適切に処分すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 作業にあたっては、通行の車両等の安全を確保し、適切な規制のうえ実施すること。なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受注者において取得すること。
- 近隣住民には、作業に関するビラ等で事前周知を行うこと。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

箇所図



写真



傾倒した株立ち
部分を除去